

## 第3回出雲市新たな観光財源検討委員会

1. 開催日時 令和7年11月20日（木） 14時00分～16時40分

2. 開催場所 ラピタウェディングパレス 孔雀

### 3. 出席者

#### (委員)

委員長	奥谷 健	(広島修道大学 法学部長)
副委員長	高橋 研	(出雲市自治会連合会 副会長)
委員	飯塚 有依	(東横INN出雲市駅前 支配人)
	石飛 成夏	(有)小田温泉 女将)
	坂本 水穂子	(株)出西窓 取締役)
	武志 俊太郎	(島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長)
	田邊 達也	((一社)出雲観光協会 会長)
	中村 真実子	(山陰合同銀行 取締役監査等委員)
	福間 正純	(出雲市商工団体協議会 会長)
	森山 勲	(出雲一畑交通(株) 常務執行役員)
		(10名)

#### (事務局)

神田 圭子	(出雲市観光交流部長)
岩崎 和人	(出雲市観光交流部インバウンド推進課長)
原 哲也	(出雲市観光交流部観光課長)
水 良弘	(出雲市観光交流部観光課主査)
原 育也	(出雲市観光交流部観光課係長)
高橋 達充	(出雲市観光交流部観光課副主任)
安井 政幸	(出雲市財政部長)
田中 賢一	(出雲市財政部次長)
大梶 英俊	(出雲市財政部市民税課長)
福間 淳子	(出雲市財政部市民税課長補佐)
稻根 克也	((一社)出雲観光協会 事務局長)

### 4. 会議内容

#### (事務局)

ご案内の時間になりましたので、ただいまから第3回出雲市新たな観光財源検討委員会をはじめさせていただきます。本日はご多用のところ、お出かけいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまで事務局が進行をいたします。まず開会にあたり、ご挨拶いたします。

#### 事務局あいさつ

**(事務局)**

続きまして、委員長にご挨拶をお願いいたします。

**(委員長)**

みなさん、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。前回の検討委員会で観光戦略推進に関する必要な財政需要について検討をさせていただきました。その前提として、周遊滞在型観光の推進やマーケティング強化など4つの戦略についての施策を整理し、そのために必要な財源の目安として2億3,000万円を議論の前提におきたいということでご理解いただいたかと存じます。その財源確保についていくつかの選択肢を示していただいた中で地方税、とりわけ本検討委員会では宿泊税を一つの方向性として示させていただきました。前回は明確になっていなかったかもしれません、法定外税のうち法定外目的税というかたちでの宿泊税を軸として検討していくことが共通の認識として得られたかと思います。

また、宿泊税だけではなく、それゆえに結論ありきというわけではなかったということになるかと思いますが、本委員会では駐車場の利用やそれに対する課税など副次的な財源についても検討をすすめるという方針も決定されたかと思います。そのうえで、実際の事務的な負担等の問題もございますので、宿泊事業者のみなさまに実態に関する意見聴取をさせていただくということでご理解いただいたかと思います。

本日はそんな前提を踏まえ、とりわけアンケート結果を踏まえまして、より具体的な内容についてご議論いただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

**(事務局)**

会議に入る前に、お配りしております本日の配布資料を確認させていただきます。次第・委員名簿・資料1・資料2・資料3・席次表をお配りしています。

本会は原則公開で開催し、資料及び議事録は会議終了後市のホームページ等に掲載しますので、予めご承知おき願います。遅れましたが、本日は全委員出席ですので、ご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。これからのお進行は委員長にお願いいたします。

**(委員長)**

それでは、議事に入らせていただきます。

まず宿泊事業者のみなさまにこの間アンケートにご協力をいただいております。その調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局)**

資料1 説明

**(委員長)**

アンケート結果について、概略のご説明をいただきました。委員のみなさまからアンケート結果についてご質問・ご意見ございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(A 委員)

アンケート調査の実施前に意見を求められましたので、意見を出させていただきましたけれども、まず 41.3%という回収率をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。つまり、41.3%というのは郵送で送ってただ返してもらうだけのことだったのか、1軒ずつ回ってご意見を聞いた結果なのでしょうか。41.3%にこだわるわけではないですが、回答にも非常に影響してくるわけですよね。41.3%「しか」と思うのか、41.3「も」と思うのかという点を、実際にアンケートを取られた方にお知らせいただければ、その後の意見をどう反映するのかにつながると思いますが。

分かりやすくいえば、41.3%になった理由はどのように理解されているのかということをお答えいただければ結構です。

(事務局)

アンケートの課税要件に係る部分というのは、税のほうで担当させていただいておりますので、ご回答させていただきますが、非常に低い回答率だとは思います。スケジュールもタイトでしたし、駅伝があるような事業者の繁忙な時期にお願いをしたということもあって、低くなつたものと思っております。また、みなさまに十分にご理解いただけていないということもある中で、後ほど観光のほうから説明させていただくと思いますけれども、12月に予定している事業者との意見交換を、少し時間をかけて丁寧に行い、そこで意見を再度お聞きした上で検討することを予定しております。

(A 委員)

私もこういうものは最初の入口が一番大事だと思っているんですよ。アンケートを実施するにあたっての我々への意見聴取も非常に短い期間でのものでありましたし、宿泊施設の方へも非常な負担をかけるのに、「時間がなかった」「駅伝があった」ということでこういうものを進められたということは出足からおかしいと思います。こういうものは先入観で入ってきますので、こここのところがものすごく大事なんですよ。宿泊施設をやっていらっしゃる方に聞かれたらわかると思いますけれども、その点では非常に入口が悪かったなという印象を受けております。これをどう挽回するかということが説明会ということになるかと思いますけれど、非常に厳しいと思いますよ。

実際にこれ、回収はどういう風にされたんですか。

(事務局)

回収については、先ほどの繰り返しとなります。電子回答もしくはFAXで行っております。このアンケートは匿名でしたので、未提出者にしぼったリマインドのようなことは難

しかったですが、郵送した先からそういう形でご回答をいただいております。

(A 委員)

非常に事務的にやったということですね。こういうことをやる上において、説明会をするといったこともせずに、一方的にアンケートを送って、匿名で返事をいただいたということですね。これが正しいかどうかは別として、現実にこれが今後どう影響するかということを申し上げているだけでございます。決してこれを否定するものではございませんが、そういう意味でお聞きしました。

(事務局)

少し補足でございます。事業者名はアンケートの回答に必須としておりませんでしたが、事業者名を書く欄は設けておりました。そのため匿名の方もおられましたけれど、多くの方が記入して答えてくださっております。それで、ある程度は提出者がわかるので、まだではないかと思われる方に多少ご提出いただくようなお願いをしておりましますし、また、アンケートの開始前には市内の旅館組合・協議会といった事業者さんの同業者組合の代表者さんに「こういう趣旨でアンケートを行います」というご説明をしたうえで、実施しているところでございます。

(B 委員)

A委員のおっしゃったことにかぶせて申し上げることになりますが、正直、私もこのアンケートの回答率には衝撃を受けました。と申しますのが、実際に宿泊税が導入になると手続き等の負担が生じるのは事業者さんであって、事業者さんにとっては我事なのにこのくらいの回答率かと思いました。先ほど短い期間だったということもおっしゃいましたし、関心が薄かったのか、どういうことからこういう状況だったのかと思いましたし、そもそも事務局はどの程度の回答が得られるということを予定していらっしゃったのかということをお聞きしてみたいです。やはりそこに達していないのであれば、残り5割の方々に追加でヒアリングなどを実施される必要はなかったのかなということを思うところです。この程度しか集まらなかった状況のまま、本当に進めていいのかというところは事務局のお考えを聞いてみたいところです。

それから、回答をみていると今回の目的といったところをご理解いただければ少し回答の内容も変わってきたのかなと思います。そうすると、前回の会議のときに「いきなり送り付けたのでは、みなさん、なかなかわからないと思うので、少しそういった説明なども」といったご意見も出ていたと記憶しています。そのあたりがないがしろにされてしまっているというのが残念だなという気がいたしましたので、そのあたりも含めてお考えをお聞かせいただきたいです。

(事務局)

前回、宿泊税を導入する目的なりその必要性が大事だというご意見をいただきましたので、

実際のアンケート用紙には添書に加え、必要性を説明した資料を同封しております。ただ結果、アンケートの自由記載欄では使い道や必要性がわからないといったご意見もいただいているので、ペーパーだけでは伝わり切らないところもあったのではないかと思っております。

それから、回収率の明確な目標は定めておりませんでしたが、だいたい6割くらい集まればよいのかなという期待は持っていたところです。ただ、繰り返しになりますが、時期とか期間といったところで答えにくかったのかなというところを反省しているところでございます。

**(C委員)**

今回、私はアンケートの実施前にアンケートを見せていただいて、意見を言って、実際にアンケートを受け取った立場でございます。最初にもらったものに比べて、かなり統計関係や項目が少なく、わかりやすくされていたなという印象を受けました。この説明資料も非常にコンパクトに、今まで私たちがお話をさせていただき、聞いてきたものをうまくまとめていただけていたのではないかという風に拝見いたしました。

ちらりと伺いましたが、この集計を締め切ってからいくらか回答が返ってきてているというお話でしたけど、それがどれくらいだったのかということが気になります。

**(事務局)**

締切後に返ってきた回答もこの中に入れておりまして、それも含めて52件ということでございます。

**(C委員)**

ありがとうございます。

**(D委員)**

回答率についてみなさんがおっしゃるように41.3%ということで低いかなと思っておりますが、他の自治体も事前にこういうアンケートを実施していると思います。例えば、他の自治体だと何パーセントくらいだったのかということを把握していたら教えていただけますか。

**(事務局)**

松江市のほうは、実際にアンケートを取られたのが検討委員会の報告書を出されたのちだったということもあります、合計は53.3%の回答があったということでございます。

**(E委員)**

あくまでも個人の意見ですが、この段階で41%の回答率というのは非常に高いなど捉えております。業種は違うとはいえ、様々なアンケート依頼というのが事業者にくるわけですが、この短期間の中でこれだけ返ってくるのはみなさん関心を持っていないわけではない

など読み取らせていただきました。

そもそも、この段階でのアンケートに対して回答率の高さとか低さは、特に問題ないかなと思っております。こうして素直な回答が返ってきてていることが大事であって、これに対してどういう風に対応していくかというところのスタートができたのかなと感じているところです。

観光基本計画が昨年度出来上がって、本来ならこれを具体的にどうしていくかという計画案を作っていく前に、こうして財源の話が出てきているので、みなさん面食らっているのではないかというのが正直な感想です。なので、財源がなぜ必要かということが現時点で我々事業者に伝わっているわけないんだろうなと考えた場合に、明確な反対が 10.2% しかないのは期待が持てる話だと受け止めさせていただいている。

ただ、個別の意見を見る限りでは、相当細かいところまでフォローが必要になってくるのではないかと思われ、そこまで手当てできるかというところをぜひ頑張ってやっていただければと感じたところです。

#### (事務局)

観光基本計画も周知に努めていますが、まだまだ限られた関係者の方にしかお伝えする機会が持てていないという状況ではございます。出雲市でも今度アクションプランという形で具体的に何から順番にやっていくかとか、どういった取組みをどういった部署が中心になって担うのかということをちょうど調整しております、財源もそれとセットにして「だからこれだけいるんです」とお伝えするのが、順番としてよかったですとも思います。ただ、第1回・第2回とご議論いただく中で、アンケートをどのタイミングで行うのかということは事務局でも非常に悩んで、委員長にもご相談いたしました。もっと早い時期にこういう検討をしているということをお知らせする意味も含めてやる方法や議論がもっと煮詰まって、具体的にこういう風にやりたいですけどという案をもってやる方法がある中で、今回は2回の検討の状況をお伝えするとともに、税額などを試算するためのお宿の料金設定の状況など基礎データの収集の意味も含めてこの時期に取らせていただいたという状況でございます。

ただ、第3回の会議までにまとめたいという思いからすごく短期間で、かつ、お忙しい時期での急なお願いだったものですから、そのあたりはもう少し工夫が必要だったかなと思っていますが、より具体的な案を作ったうえで今度は直接お顔を見て説明できるような機会を作っていければと思っております。

#### (F委員)

アンケートをどういう風に今後の制度設計につなげていくかというところになるでしょうが、基本的に前回の検討委員会で、宿泊税を中心とすることで決まっていると思います。なので、宿泊税を取らないということにはならないという前提でお話ししますと、税に不公平感があるようなご意見もあったと思います。税というのは公平感がなければいけないと思いますので、私は宿泊税以外の税源についても考えられたらどうですかというお話をいたしました。ご意見の中に「観光税というならば宿泊施設以外の観光業者からも徴収したらどう

か」というものもありましたので、宿泊税以外の財源もご検討をいただければなと思います。難しい話ではなくて、もっとどこから財源がとれないかなということです。この検討委員会で全て決める必要まではないでしょうが、考えてみていただければと思います。

#### (事務局)

ありがとうございます。出雲の場合、訪れる観光客に対する宿泊者数が少ないということもそうした不公平感につながるということかと思います。この検討委員会でも宿泊税を軸に他の財源として駐車場や協力金についても引き続き検討したいと考えております。

#### (G委員)

まず回答率のお話があつたんですが、私も事前に見させていただいたときは「回答率低いな」という印象だったんですが、この繁忙期に回答をいただけたということはすごく関心のある方が多いのだなと感じました。あと、個人的な意見になりますが、アンケートというものが来て、すぐ回答するかというと、実際にはなかなかしていないというのが現状でして、その中で回答がいただけたというのはアンケートをしてよかつたんじゃないかなと思いました。あと、アンケートを回答してどう反映されるのかなというところがありまして、回答したから何か変わるのかなと思う方もいらっしゃったと思います。実際、問11の導入に対するご意見というところで、不安に思っていることがたくさんあるなと思いました。システムの問題ですか周知の問題など、受入側としては今後具体的にどうしていけばいいのかというところが不安になっています。今後もみんなさんに取組の必要性を丁寧に説明したうえで、メリット・デメリット、フォローアップの内容などを具体的に説明できるようにして説明会に挑まないといけないかなという印象を受けました。

#### (事務局)

ありがとうございます。この後スケジュールも含めて説明会の話もいたしますが、そういう説明会になるようにしていきたいと思っております。

#### (委員長)

いまいただいているご意見で回収率については「これだけ」なのか、「こんなにも」などのいろいろな評価があろうかと思いますが、一定程度の回答があったということでこれを踏まえて、第2回での共通認識でもある宿泊税について議論を進めさせていただきたいと思います。

また、このあとの議事でも予定させていただいておりますが、宿泊税以外の財源としての駐車場についても議論をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の2つ目に進ませていただきます。2つ目が宿泊税の課税要件ということで、どういったものに対して課税するのかといった制度の基本的な部分・骨格について事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局)**

資料 2\_1～9 頁説明

**(委員長)**

まず、基本的なところをご説明いただいたと思います。ごあいさつのときにも申し上げましたが、念のための確認として資料 2-1 の冒頭にありますように法定外目的税として宿泊税を検討するということでおよろしいでしょうか。

**同意多數**

**(委員長)**

その点を確認させていただいたうえで、税の 3 原則等を念頭におきつつ、ご議論いただきたいと思います。制度の骨格となる課税要件の部分についてご説明いただきました。少し専門的な用語等も出ております。課税要件の①～④について議論をさせていただきたいと思いますが、ここまでのご質問・ご意見ございましたら承りたいと思います。

特にございませんか。それでは、一つ一つ確認させていただきたいと思います。

まず、課税客体について、何に対して課税対象として捉えていくのかというところです。先行自治体の例にならい、出雲市で導入する場合に市内に所在する宿泊施設における宿泊行為を対象とするということですが、この点ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたらこの委員会でも、こういったことを課税客体とするということで確認させていただきたいと思います。

次の課税標準については 2 つのケースが考えられます。宿泊数、1 泊に対しての課税の仕方なのか、宿泊料金に対する課税の仕方なのか。これについて先ほどのアンケートの結果で不安に思われていた事務的な負担等もあろうかと思いますが、どちらのほうが適切なのか。導入に際して、どちらに問題があるのかという点についてご質問・ご意見をいただけますでしょうか。

**(F委員)**

宿泊数でいくのか、宿泊料金でいくのかというのを、今日この時点で決めるということでですか。

**(委員長)**

考えていく前提として、宿泊数に対して課税すべきか、宿泊料金に対して課税すべきかといったところについては一定の方向性を見出しておければなと思っております。具体的にいくら課税すべきかに関しては議会で条例によって定めていただく部分ですので、そこまで踏み込む必要はないと考えております。何に対して課税をするのかという基本的な骨格については、どちらが適切であるのか、こういったものに対して課税するほうが適切ではないかという点を本委員会ではまとめさせていただきたいと思っております。

この委員会で決めたからといって必ずその通りにしないといけないというものではないと思いますし、こちらとしてはこういったものが望ましいのではないかといった意見をまとめたいということになります。

(F委員)

では、今日はどちらのほうがよりいいのかなというくらいのことですか。これすごく大切なことですので。宿泊業者としては。

(委員長)

宿泊業者の委員のみなさんからどちらのほうがより適切と思われるかというご意見をいただけすると、その方向でこの委員会としての議論を進めていけるかと思います。

(F委員)

わかりました。のことと直接関係あるかないかわかりませんが、30年くらい前には宿泊税的なものがあったんですよ。特別地方消費税とかなんとかという名前でしたが、免税点があって、宿泊料金が1人1万円を超える消費があった場合に税金を払っていたんですよ。飲食もあったんですね。1人当たり7,500円だったと思うんですが、それ以上の飲食をした場合に税金がかかって、消費税ができたときに二重課税のようになるから終わったと思っています。いまでは撤廃してもらっていますが、以前にもそういうものがあったということは皆さんに知っておいていただけるといいかなと思い、申し上げました。

(委員長)

ありがとうございます。確かに消費税の導入前には特別地方消費税というものがあって、一定金額以上の宿泊・飲食等の消費に対しての課税がなされていたということは記憶しております。そちらですと免税点が設けられていました。そのときは消費額を課税標準としていたという整理になると思います。

免税点をどうするかという議論の前提として宿泊料金に対して課税をするのか、宿泊数に対して課税をするのかという点に関して議論をさせていただきたいと思います。

(B委員)

非常に難しいなと思っています。俱知安町を除くすべての自治体が宿泊数ということですが、税率をかけるやり方にもそうじやないやり方にも双方にメリット・デメリットがあると思います。先の説明で宿泊料金になると事業者さんの負担があるということを付け加えられましたが、そうするとそこに引っ張られてしましますし、他方で、多くの自治体が宿泊数でやっているということはこちらにメリットがあるのかなとも思います。この点、もう少しメリット・デメリットを整理してあるものが出てくるといいなと思いました。加えて、市が期待する税収額を達成するためにはどちらにしたほうがより近いのかということが総合的に示されているといいのではないかと思いましたが。

**(事務局)**

なかなかイメージがわかないと思いますので、いまの意見を伺って先に他市の事例をご説明させていただきたいと思います。

**(事務局)**

資料 2\_10～14 頁説明

**(委員長)**

ありがとうございます。説明もいろいろな論点に及んで複雑になってきているかなと思います。資料 2-2 のところでいくつか説明をいただきました。課税標準、税率など判断の分かれるところについては議論を集中させたほうがよいかなと思いますので、あまり争いのないところを先に確認させていただければと思います。特別徴収方式を採用して宿泊事業者様に特別徴収義務者となっていたいただくというかたちで宿泊税の制度を設けることについては、先行事例でも統一されているところだと思います。この点について、選択肢はあまりないと思いますが、出雲市でもこのような方法をとることを確認させていただければと思います。この点についてご意見はござりますでしょうか。

**(F委員)**

消費税もこういったかたちになっていると思います。基本的に納税義務者は消費者で・・・

**(委員長)**

消費税は、納税義務者は事業者です。

**(F委員)**

納税義務者は、事業者ですね。そうなんですが、一般の方は、納税義務者は消費者で特別徴収義務者は事業者だと思っていらっしゃると思います。けど、実際は違うわけじゃないですか。例えば、ペットボトルのお茶が 100 円の価値のある商品だとしますと、消費税が 10% の場合、110 円で売るか 100 円で売るかというのは実際には事業者が決めます。ネットとグロスは違います。その点、書き方としては宿泊者が納税義務者、宿泊事業者が特別徴収義務者となると思いますが、実際は tax included でやるところも出てくるということを確認していただければと思います。

**(委員長)**

実際の消費者のイメージと制度のギャップというところはあろうかと思います。基本的な考え方で言いますと、いまの入湯税のようなかたちで宿泊者に負担を求め、事業者側がそれを徴収して宿泊者に代わって自治体に納付していただく。宿泊税として宿泊行為に対して負担を求めるのであればこうしたかたちが望ましいのではないかということで先行自治体で

も行われていると思います。この点について、よろしいでしょうか。

## 同意多數

### (委員長)

それでは、まずこの点について確認させていただきました。

先ほどの資料を咀嚼する時間も必要かと思いますので、ここでいったん休憩を入れさせていただいて、そのうえで、課税標準や資料の残りについて説明していただいて議論をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

### (事務局)

ありがとうございました。それでは、ここで10分間の休憩を入れさせていただきます。

## 休憩

### (委員長)

では、再開させていただきます。課税標準の議論は、税率も関わってくるところだと思いますので、そのあたりを整理しながら議論をしていただければと思います。

その前に、B委員からご質問のあった宿泊数に対して課税をするのか、宿泊料金に対して課税をするのかについてのメリット・デメリットについてご説明をいただけますでしょうか。

### (事務局)

宿泊数とした場合は、1人1泊の金額を定めますので、単純に宿泊数にそれをかけることで税額を算出することができます。計算が簡単ですので事業者さんにとって手間が比較的少なく、理解を得やすいのではないかと考えております。

一方で、宿泊料金の場合は、設定料金がさまざまにあり、それぞれの宿泊料金に税率をかけることになるため、料金に応じた税額となります。それに係る手間が大きいのではないかと考えております。

### (委員長)

入湯税のようななかたちをとるのが宿泊数で、一回の利用に対していくらという課税することになると思います。宿泊料金ですと、例えば、連泊された場合に日によって料金が変わったりすると税額も日によって変わってきます。その点では計算される事業者さんはかなり手間になるのではないかと思います。ただ、宿泊料金が高いところほど税額も高くなります。その意味では、公平性という観点からすれば宿泊料金のほうが優れているという見方ができると思います。なので、その場合は消費税のほうが課税の仕方としては近くなると思います。また、税収については、宿泊料金を課税標準とした場合、宿泊料金の高い宿泊事業者が多くなると、予測が立ちにくくなるかもしれません、宿泊者数を課税標準とした場合、宿泊者

数から税収の見込みが立ちやすくなるかと思います。前回の資料において現状の宿泊者数が85万人で目標が100万人であるとなっていましたが、例えば、松江市の宿泊数に応じて200円というものを単純に当てはめると1億7,000万円～2億円の税収を見込めます。そういう差が出てくるかと思います。

税率についても先ほどご説明をいただいておりますが、宿泊数を課税標準とした場合、公平性を考えて宿泊料金が高いところに対して税額を上げるという段階的な方式もあります。そうすると3つの方式が考えられるかなと思います。

事務的な負担という意味では、宿泊事業者さんからのご意見もあろうかと思いますし、アンケート結果の中では入湯税方式と同様の方式がよいというご意見もありました。また、公平性の部分のご意見もありました。そうした点も踏まえてご議論いただきたいと思っております。ご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

#### (G委員)

まず、宿泊数か宿泊料金かというところでメリット・デメリットをお話しいただいたんですが、宿泊業者からしますと、どちらにしてもすごく大変であることが前提です。どちらにしてもいろんなことが絡んでくるので、どちらかが簡単であるということで話が進んでしまうと、反対意見が多く出てしまうかなということが懸念されます。どちらにしても大変であるということは念頭において説明会を開催していただきたいと思います。それがまず一番です。

それから「宿泊数」とは1人1泊いくらとするということならその定義をしっかりと書いていただきたいと思います。なぜかというと、1部屋に2・3人泊まられる場合もありますし、民泊ですと1棟という売り方をしているところもあります。そうすると、人数で割ったときに、最低料金を5,000円とすると、そこに満たない業者さんはたくさん出てくるかと思います。そうすると、出雲市の宿泊業者さんの価格帯もよく調べていただいて、対象となる業者さんがどのくらいいるのかということも考える必要があると思います。また、宿泊料金とした場合は、宿泊料金を設定するにあたってエージェントさんが絡んでいたり旅行会社さんが絡んでいたり独自の店舗のプランもありますので、宿泊料金の定義も細かいところまで明確になっていないと難しいかなという印象を受けました。

あと、話が戻りますが、6頁の「対象とすべき宿泊行為」について、「宿泊料を受けて、施設に寝具を使用して人を宿泊させる」とあります。この点、日帰りプランは含まないということでおいでのことか。そういうことがわかるようにしておいてもらうとよいかなと思います。

#### (委員長)

定義ですか、あるものが含まれるのか含まれないのかといったことは、今後条例で定めて明確にしていかないと事務的な負担を負われる事業者さんにとっても問題になりますので、必ず明確にしなければならないことかと思います。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

### (A委員)

いつか必ず出てくると思うので今のうちに聞いておかないといけないと思いますが、特別徴収義務者が宿泊施設になるんですよね。つまり、宿泊施設は法的な義務を負うことになるわけです。国税だと税務署からの査察も入ることがありますね。もしそういうことがあると、部屋数と保健所に出している定員があるのでそれと観光動態調査をあわせると、ほぼ売上を推定できます。しかし、もらえないお客様も出てきてしましますよね。今回、徴収者は市役所になるかと思いますが、どこまでされるのかなと思うんです。いまの段階で答えられないかもしれませんけど、そのあたり危惧するところですので、先行事例も踏まえて言える範囲で教えていただけますか。

### (事務局)

仮に、宿泊者の方が払われなかつた場合、特別徴収義務者が宿泊者に請求権に基づき請求して回収していただくようになります。しかし、そういうことはあってもいけませんし、そこについては市のほうからも宿泊者の方にも周知徹底をして、しっかり理解していただくような広報を進めていかなければならぬと思っています。

また、入湯税と同じように申告納税ということで、信頼関係に基づき申告していただき納めていただくことが基本になります。納められなかつた場合についての罰則規定は設けますけれど、そういうことのないように信頼関係も築いてすすめていければと思っております。どこの自治体の事例をみても、罰則規定は設けてありますが、入湯税も含め、どこまでするのかというのは難しいところだなと思っています。

### (A委員)

いまの段階ではそのくらいだと思いますが、実際に税金を納める事業者としては基準がなければどうしようもありません。本当に申告でよいということなら、説明の段階でそのように言われたほうがいいのかなと思います。それを徹底しないといけないと思います。

こういうことをやっていくのは観光関係者にとっては非常にありがたいことですが、施設の方々には申し訳ない気もしています。税金については非常に敏感になっているので、そのことは申し上げておきたいと思います。

### (委員長)

ありがとうございます。今後の説明会のところで申告納税制度という点について、説明して理解をしていただくように、よろしくお願ひいたします。

課税標準について、定率か定額かについてほかにご意見はいかがでしょうか。

### (C委員)

入湯税を毎月納めている立場からしますと、小学生以下はカウントしないということで、その区別をしながら手計算で人数を調べて拾って合計を出して、納付書に書いて納めるとい

うことをしております。お客様の計算書を作るときも大人の金額に人数×150 円を足してやっています。もし、定率で計算するということになり、人数で計算するものと率で計算するものを分けて勘定しないといけないということになれば、心理的に負担があります。私の立場としては1人いくらとしていただけだと望ましいなと思っております。

ただ、人数にかかわらずワンルームでいくらという形態をとっているときは、定額の場合、人数の把握が前提になっているので、そこで労力がかかると思うんですね。ですので、今後、説明会をするにあたっていろんな宿泊形態の方にご意見を伺ったり、メリット・デメリットを提示することが必要だと思います。私たちは自分がやっていることはわかりますが、よそ様の宿泊形態はわかりません。個人的な意見としてはぜひ人数でお願いしたいということで申し上げておきます。

#### (委員長)

ありがとうございます。すべてのケースについてこの委員会で検討するのは難しいので、その部分については事務局で今後条例等の案を作られるときに検討していただくのだと思います。

いまお話しいただいたような、入湯税と同じように1人いくらというほうがやりやすいというご意見がアンケートの中にもあったと思います。そのほかにはいかがでしょうか。

#### (B委員)

事業者さん側からすると1人いくらのほうがというご意見があった中で、申し上げにくいうところですが、いま、事業者さんの負担というところを非常にクローズアップなさっています。ただ、宿泊する側からいくと低価格層も高価格層も同額ということになると安価な方の負担が相対的に大きくなる部分は検討の必要があるのかなと思います。俱知安町のみが定率制ということでしたが、最近、沖縄県も定率制を導入されたと言われると、どうしたことから定率にされたのかという議論がもう少し必要かと思います。それがひとつ。

もうひとつ、松江市については気にしておく必要があると思っています。県内で唯一導入が決定している松江市と次に導入しようとしている出雲市が隣接しているにもかかわらず、制度内容が大きく異なると不都合もあるかと思いますので、そのあたりをきちんと整理したうえで決定すべきかと考えているところです。

#### (委員長)

俱知安町で定率制を入れている理由については把握されていますでしょうか。

#### (B委員)

俱知安町はわかりませんが、沖縄が定率制を入れられたので、どういう流れからなのかと思って調べてみました。そこでは、インフレが起きているなかで物価上昇に連動して税収が伸びるからという理由も書いてありました。いろんなところが導入にあたってどういう検討をされたうえでそうなったのかを確認する必要があると思います。事業者側の負担とか宿泊

者の公平性だけではなくもう少し議論を深める必要があるのかなと思いました。

(事務局)

観光系の情報をまとめたサイトによる二次情報となりますが、俱知安町は非常に高単価なお宿が多いので、何人泊まったかといった把握のほうが難しいということでした。納められた宿泊料金に対し、現状では2%、予定されている改正後には3%をかけて算出するということを伺っています。

あと、沖縄県の名護市さんでは1人1泊当たり2%、但し上限は2,000円ということで、年間1.2億円の税収を見込んでおられるようです。

詳細な理由について、そちらの記事には書いてありませんが、同じようにコテージなどの形態ですと、実際に何人泊まられているのか把握しきれないところもあるので、逆に料金に対して定率をかけるほうが明快だということでそのようにされているのかなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。そうしますと、逆に定額については理由の説明がありませんか。

(事務局)

まず先ほどの補足になりますが、欧米ではやはり消費税のようなかたちで定率を取っていることが多いようです。システムですべて管理しているお宿については予約管理システムである程度税の設定をしてしまえると聞いております。ただ、手作業で集計をしている民泊事業者さんや旅館さんでは料金に対して定率をかける場合、料金が変動したりプランごとの料金内訳が変わることになると大変複雑になります。課税をしないといけないかそうでないかに加えて、いくら課税しないといけないかを判断しないといけないのでシンプルな定額制にしているところが多いのかなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。そういったところを踏まえると、どちらのほうが望ましいというのを判断するのは非常に難しいところがございますけれど、ほかにご意見があればいただきたいと思います。

(C 委員)

1棟貸しなどで全くお客様に会わずにOTA上で予約・精算を済ませてしまうという場合、定率でとっている税金もOTAのオンライン決済で済ますという理解でよいでしょうか。

(事務局)

必ずそうしておられるかはいま確認できていないので、確認します。

**(C 委員)**

わかりました。懸念しているのが、消費税でもそうなっていますけど、宿泊税を定率にして、それを全部オンライン決済にしますといった場合、税金が含まれた分からO T A手数料とオンライン決済手数料を取られる格好になるんじゃないかということで、なんだかなと思いました。

**(事務局)**

俱知安町のマニュアルですと、おっしゃられたのと同じような事例について例示してあって、宿泊施設が旅行会社に支払う手数料等に相当する額は含めるが、旅行業者が宿泊者からとる予約手数料等に相当する金額については宿泊料金に含めないと書いてあります。ただ、この点は十分検討ができていません。先行自治体に伺ってみようと思います。

**(C 委員)**

ありがとうございます。ちなみに、入湯税はいまは直接いただくことにしており、手数料が中に入っています。同じかたちにするんだったら、現地で税金分を別途徴収するということをイメージしていました。そうしないと、計算の手間は大変かなという話です。

**(委員長)**

それぞれの事業者さんの実態によって負担に感じられることについても差があるよう思います。そのあたりのところはアンケートによっても十分把握しきれていないところもあるかと思います。ですので、とりあえず宿泊数に対して定額で求める方式と宿泊料金にあわせて段階をつける方式がありうる、それに対して宿泊料金に対して定率で課税を求めるという方式がありうることについては共通の認識に至ったということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

**同意多數**

**(委員長)**

では、それについて事業者さんとの意見交換でしっかり説明していただいて、ご意見を踏まえたうえで、もう一度この委員会でどの方式が望ましいかをということを明確にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**同意多數**

**(委員長)**

そういうことにも関連してきますが、資料2-2の15頁については説明が残っていたと思いますので、そちらの説明をしていただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

資料 2\_15 頁説明

(委員長)

先ほど説明いただいた 14 頁の課税免除と 15 頁の免税点について、出雲市で設定すべきかどうか、ご意見いただきたいと思っております。

アンケートでも修学旅行などのあることを確認していたわけですが、そうした特定の条件を満たす場合について課税を免除すべきか、そういう制度を設けるべきかについてご意見をいただけますでしょうか。

例えば、先ほどの入院・通院の場合、免税点を設けるというかたちをとるのか、そういう方には課税免除とすべきかということもあります。松江市の場合、3,000 円程度で泊まれる施設があるので 5,000 円の免税点を設ければ、通院・入院目的の宿泊の方も実際には課税されないということでしたが、そういう目的の方も 5,000 円を超える施設で宿泊された場合には課税されることになります。

その一方で、課税免除にそういう方々を加えれば、複雑になるかもしれません、宿泊料金にかかわらず入院・通院目的の方は課税されないことになります。

逆に、免税点であれば入院・通院以外の目的の方であっても宿泊料金が 5,000 円未満であれば負担を求められないということになります。

どういったものを対象にするかという議論については個別具体的なことになるので今後の条例などにお任せすることになるかと思いますが、課税免除を設けるか、免税点を設けるか、両方設けるか、両方設けないかと考えられますが、いかがでしょうか。

(C 委員)

課税免除について、入湯税では、当館は子どもの項目しか該当するものがなかったので、こんなに該当があるということを初めて知りました。当館では、子供料金の設定があるため、子どもの場合は見てすぐわかるんですよね。それから先生が引率しているとか学校から申し込まれたとか、学校の系統だとわかるんですが、保護者さんが連れてきている場合は証明する手立てがない限りは、一般的には判別が難しいのかなと思いました。

ですから、もし設けるのであれば、免除対象として「わかりやすい」子どもさんからはもらわないといったかたちなら対応は可能なのかなという印象を持ちました。

(委員長)

ありがとうございます。課税免除はある程度分かりやすいものに限定しておいたほうがよい、しかし、導入自体はしたほうがよいということでいいでしょうか。

(C 委員)

導入していただいた、修学旅行とか学校関係とかはっきりわかるものだったらよいのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。客観的にわかりやすいものに限定して課税免除を設けると。

(C 委員)

そうですね、そのあたりについてはちゃんと基準を決めるべきかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

(G 委員)

私も課税免除について修学旅行の場合は、免税でもいいのかなという意見ですが、免税点のほう、松江市では入院・通院目的の方に配慮してほしいということで設定されたということでした。出雲市では、入院・通院の目的の宿泊がどのくらいあるのか、その価格帯がどうかなど実態が把握できない限り、すぐ結論を出すことではないのかなと思いますが、その点の情報はいかがでしょうか。

(委員長)

先ほどのアンケートにそういういった情報が入っていたかと思います。必ずしもすべてではないかと思いますが。

(G 委員)

松江市では、証明のようなものをもらって通院・入院を確認されているのか、あるいは、付き添いをどうするのか。付き添いを含めないならば、その点をしっかりとわかるようにするとか。実際に受けする場合、細かいところをしっかりと決めていかないといけないと思いますので、その点を含めて検討が必要かなと思いました。

(H 委員)

宿泊事業者さんの事情もあるかと思いますし、出雲市で宿泊される方それぞれのご事情もあるかなと思います。今回の資料を事前に読んで思っていましたのは、松江市という事例が近隣にありますので、それをモデル事例として考えていくことがベースにあってもいいのかなということです。

定率か定額かという点については、例えばリゾート地であるとか、自治体ごとの事情が加味されていたかと思います。

免税点については、特に今後予定されている説明会で宿泊事業者の要望を聞いてみて、どういう理由で、どういう点に配慮が必要なのかということを伺って、検討することが必要ではないかと考えておりました。

課税免除については、ベースはやはり出雲市の入湯税になると思います。松江市が免税点

をあとから追加したのは、県からのご発言があつたためだとお聞きしております。同じように「出雲市さんにも大きな病院がありますが、そのあたりは検討しましたか」というご質問があることも想定しますと、宿泊施設で宿泊目的の把握ができるのかとか、その負担だとかを説明会などできしていくのがよいのではないかと感じました。

(委員長)

ありがとうございます。おっしゃるように実態を把握する必要があるのかなと思います。ほかにご意見はございますでしょうか。

(F 委員)

8頁に戻ってしまいますが、納税義務者を宿泊者ではなく、宿泊事業者にしたほうがわかりやすいかなという感じがします。

納税義務者が宿泊者だから tax on して値付けをしないといけないという話になってしまいますかと思います。

例えば、入湯税なら請求書と領収書に「入湯税」と書きますよね。あれは納税義務者が入湯した人だから出していると思うんですが、納税義務者を宿泊事業者として売上税のように捉えるほうが物事は簡単になる気がします。1万円の宿泊料金をもらう方に対して1人200円宿泊税を取りますよと決まったときに、必ず1万200円で売るというわけではなくて1万円で売る人もいると思いますし、9,000円で売る人も出てくると思います。消費税のように消費者が納税義務者だと勘違いされるといけないので、納税義務者は宿泊事業者だという考え方切り替えたほうが免税について考えなくてよくなるのではないかと思いました。個人的な意見ですみません。

(委員長)

宿泊事業者に対する売上税として導入することになると、懸念されるのは消費税と課税対象が重複するので同意が得られるのかというところです。そのあたりの制度のあり方についてもう少し検討していく必要があるのかもしれません。

少なくとも課税免除や免税点について現時点でこれを排除するのではなく、事業者さんの意見を伺い、実態をきちんと把握して、方向性を示したうえで改めて本委員会で議論したほうがよいということになろうかと思いました。

そうしたことを説明会の際に事業者へ伺うことを事務局にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。事務局への宿題が多くなりますが、よろしくお願ひします。

では、本日の宿泊税に関する議論は以上とさせていただいて、詳細は今後の事業者説明会を踏まえて改めてということにしたいと思います。

残った時間を使って、もう一つの財源として駐車場料金についても検討することになりましたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

### 資料 3 説明

#### (委員長)

ありがとうございます。駐車料金の問題、有料駐車場への課税、協力金についてご説明をいただきました。

まず太宰府市で実施されている駐車場の利用税について、出雲市と太宰府市ではかなり状況が異なり、事務局のご説明では導入が難しいのではないかということでした。この点について、ご意見・ご質問がございますか。

#### 意見なし

#### (委員長)

そうしますと、駐車場の利用税については出雲市では難しいということを本委員会の共通認識としてよろしいでしょうか。

#### 同意多數

#### (委員長)

続いて、駐車料金について伊勢市の状況との違いをご説明していただきました。個人的には無料のところを有料化してしまうと無料のほうに流れてかえって渋滞の起きる可能性もあるかなとは思いますが、いずれにせよ、料金のあり方や有料化の可否についての検討はお願いしていこうかと思います。この点について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

#### 意見なし

#### (委員長)

これについても引き続き財源についての可能性を検討していただくということを本委員会での共通認識とさせていただきます。

最後に協力金について、これを安定的な財源とみなせるかには疑問がありますが、これも引き続き検討していただくことが望ましいのではないかと思います。そういう認識でよろしいでしょうか。ご意見・ご質問はございますか。

#### 意見なし

#### (委員長)

それでは、駐車場はこのあたりにして、いずれも引き続き財源としての可能性を検討していただくようお願いしたいと思います。

議事では、「その他」になりますが、事務局からご説明をお願いします。

### (事務局)

予定の時間を過ぎてしまい、申し訳ございません。少しだけ延長させていただければと思います。

議事の中にも出てまいりましたが、宿泊事業者への説明会の開催とスケジュール変更についてご説明いたします。

第1回でお配りしたスケジュール案を変更いたしまして、宿泊事業者への説明会を繁忙期を外れた時期に開催し、現在までの検討状況やアンケートでいただいたご意見への回答、宿泊税導入の必要性といったそもそも論、メリット・デメリットを説明させていただきたいと思っております。加えて、課税要件についてのご意見も伺って、検討委員会での議論の材料とさせていただきたいと思っております。

そうしますと、もともと第4回を予定していた1月22日は説明会と重なりますので、延期させていただき、第4回は2月13日に設定させていただきたいと思っております。これも説明状況等によって変更の可能性はありますが、本日時点では2月13日を予定に入れておいていただきたいと思います。それ以降については、今後の状況を踏まえてとなりますので、ご理解いただければと思っております。

説明会は複数会場、複数日程で開催してなるべく多くの方にご出席いただきたいと考えております。また、それぞれ組合や団体さん等もございますので、ご要望があればそのような会合に出ていってご説明するということも考えております。

### (委員長)

宿泊事業者様への説明会の開催についてご説明がありました。今日示された課題に対する意見を集約することをお願いしたいと思います。

以上で本日予定されている議題は終了となります。進行を事務局にお返しいたします。

### (事務局)

本日も活発なご意見をいただきました。いただいたご意見を活かして今後の説明会や次回以降の検討委員会につなげていきたいと思います。引き続きのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

本日は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。